

(参考)

「琉球大学における人を対象とする研究に関する倫理規則」での
審査申請について

問1 審査を申請すべき研究はどのような研究ですか？

回答 原則としては、人を対象とする研究の全てが対象ですが、次に含まれる研究については対象外です。

- (1) 法律の規定に基づき実施される調査
- (2) 個人の尊厳及び人権の尊重並びに個人情報の保護の観点から問題がない研究
- (3) 既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な情報等を利用する研究
- (4) 琉球大学人を対象とする医学系研究倫理審査規則の対象となる研究
- (5) 琉球大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理規則の対象となる研究

申請すべき研究に該当するか不明な場合は、下記担当までご相談ください。

問2 既に研究に着手していますが、申請することは可能ですか？

回答 可能です。下記担当までご相談ください。

問3 学生の研究でも申請は必要ですか？

回答 必要です。学生の指導教員を研究責任者として申請していただきます。

問4 申請窓口はどこですか？

回答 各学部等の総務担当係です。所属部局長を通じて提出してください。

問5 申請に必要な研究倫理教育とはどのようなものですか。

回答 CITI Japan等を想定しています。

★質問等がありましたら、下記担当まで連絡願います。

本件担当： 総合企画戦略部研究推進課 研究推進係 内線 2808
--